

(別紙)

特別児童扶養手当に関する疑義について

(平成28年6月15日障企発第0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)

改正後	現行
<p data-bbox="759 268 1032 328">平成28年6月15日 障企発0615第3号</p> <p data-bbox="490 475 1032 504">改正 <u>平成30年8月1日障企発0801第2号</u></p> <p data-bbox="181 580 748 609">各都道府県・指定都市 民生主管部(局)長 殿</p> <p data-bbox="705 686 1003 746">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p> <p data-bbox="385 858 869 887">特別児童扶養手当に関する疑義について</p> <p data-bbox="168 999 1084 1098">標記については、従来示していた疑義回答を見直すとともに、新たな疑義事項についても回答を附し、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。</p> <p data-bbox="168 1107 1084 1206">また、これに伴い、「特別児童扶養手当に関する疑義について」(平成23年10月20日付け障企発1020第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="168 1216 1084 1279">なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言である。</p> <p data-bbox="203 1327 286 1356">別紙</p> <p data-bbox="203 1394 835 1423">第一 監護・養育関係～第二 施設等入所関係(略)</p>	<p data-bbox="1688 268 1962 328">平成28年6月15日 障企発0615第3号</p> <p data-bbox="1111 580 1677 609">各都道府県・指定都市 民生主管部(局)長 殿</p> <p data-bbox="1632 686 1930 746">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p> <p data-bbox="1314 858 1798 887">特別児童扶養手当に関する疑義について</p> <p data-bbox="1099 999 2016 1098">標記については、従来示していた疑義回答を見直すとともに、新たな疑義事項についても回答を附し、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。</p> <p data-bbox="1099 1107 2016 1206">また、これに伴い、「特別児童扶養手当に関する疑義について」(平成23年10月20日付け障企発1020第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="1099 1216 2016 1279">なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言である。</p> <p data-bbox="1135 1327 1218 1356">別紙</p> <p data-bbox="1135 1394 1767 1423">第一 監護・養育関係～第二 施設等入所関係(略)</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

第三 所得関係
(問 1) (略)

(問 2) 削除

第四 手続関係～第五 障害認定関係 (略)

第三 所得関係
(問 1) (略)

(問 2) 所得制限の対象となる所得額を算出するに当たって、分離課税される土地・建物の譲渡所得については、租税特別措置法に定められた各種特別控除を控除する前の金額で計算してよろしいか。

(答) 長期譲渡所得の特別控除については、地方税法附則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項において、「譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第 3 3 条第 3 項の譲渡所得 (同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算したところのよる)」と規定されおり、控除前の所得で算定する。

第四 手続関係～第五 障害認定関係 (略)